

ハッピー定期預金プラス預金規定

1. (預金契約の成立)

当組合は、お客様からこの預金に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に別に定める「スーパー定期自由金利型定期預金（M型）取引規定」の自動継続3年満期の商品として継続します。継続後は、別に定める「スーパー定期自由金利型定期預金（M型）取引規定」を適用します。
- (2) この預金の前項の定めによる継続後の利率は、継続した日（以下「継続日」という。）における当組合の店頭に掲示する継続後の商品の利率とします。
- (3) 第1項の継続を停止するときは、最長預入期限までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は、この預金の全部について預入日の1年後の応当日（証書（通帳）記載の据置期間満了日。）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳式の場合は通帳）とともに当店に提出してください。
- ② 第2条第3項に定める継続停止の申出があり、かつ前号に定める満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに（通帳式の場合は、入金を取消したうえで）、当店で返却します。

5. (利 息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 契約時に店頭に掲示する「1年以上2年未満」の利率
 - ② 2年以上 証書（通帳）記載の利率
- (2) 第2条第1項による継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (3) 第2条第3項により継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当組合がお客様からの解約請求に応じる場合、当組合が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、普通預金の利率を適用する。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入時におけるスーパー定期の2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 預入時におけるスーパー定期の2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 預入時におけるスーパー定期の2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 預入時におけるスーパー定期の2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 預入時におけるスーパー定期の2年以上利率×90% |
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当店に提出してください。ただし、自動継続定期預金を書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当組合が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (3) 前二項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前 A から D に準ずる行為
- (4) 債権保全の必要があるとき、その他当組合が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金はお客様からの解約請求により満期日前に解約することはできません。

8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)

- (1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書(通帳)の再発行にあたっては、当組合が定める再発行手数料をご負担いただきます。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

証書(通帳)、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当組合が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

12. (盗難通帳(通帳)による払戻し等)

- (1) 盗取された証書(通帳)を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 証書(通帳)の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

- ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、この証書（通帳）が盗取された日（証書（通帳）が盗取された日が明らかでないときは盗取された証書（通帳）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 証書（通帳）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（通帳）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金および証書（通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) 第3条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当

組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとし、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2025年3月改定